

## 第2回意見交換会

平成27年8月20日（19：00～20：30）

### ①. 意見交換会開始

それでは、意見交換会の進行は、障害者支援課長の坂下が勤めさせていただきます。皆様方のご協力で円滑に意見交換会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、各団体のご協力で実施しました事前ヒアリングについてのまとめ、条例案の骨子についてお示しし、皆様方のご意見をお聞きしたいと思っております。

### ②. 事前ヒアリングのまとめの説明

まずはじめに、事前ヒアリングのまとめについて説明をいたします。説明は、障害者支援課主事の武藤が行います。

今回条例を作成するにあたり、事前に行ってきましたヒアリングでは、各関係機関の皆さんより生の声を聞かせていただくことができました。事前に資料はお送りさせていただいたので、目を通されている方も多いたと思います。また細かい部分は資料に載せておりますので、少し時間をいただきまして、ヒアリングを行った日にちの順にまとめた内容を皆さんと共有していきたいと思っております。

まず視覚障害者福祉協会ですが、視覚障害といっても、全盲の方、弱視の方がいらっしゃいます。全盲は全く見えないですし、弱視と言っても視野はあるけれども視力のない方、視力はあるけれども視野のない方など、決まった形はありません。そのため課題も全盲の場合と弱視の場合で異なる部分が多くありました。

全盲の場合、手話通訳士と同じように市役所にも点字技能士を置いて欲しい、点字プリンターを置いて欲しい、など点字に関すること。またフロアマネージャーの充実や、杖をついているのを見たら、健常者の方から声をかけてサポートして欲しいといった、人的なサポートを願うという声がありました。

弱視の場合は先程も言ったように、一概にこうしたら良いという方法はなく難しいのですが、基本的に見せ方や掲示の工夫をして欲しいという点は共通しております。個人的な文書は拡大読書器などを使って読めるが、出先では難しいので、目の高さに情報を掲示することや、床や足元に行き先を表示すること、色のコントラストに気を配ることが課題でした。

全盲、弱視に共通して言えることは、理解、啓発、啓蒙、普及活動です。これはどの団体でも言われていました。やはり視覚障害の方にとって重要なのは人的サポートの充実、そして様々な情報媒体が必要な視覚障害者の特性から、電子媒体の充実が必要です。電子媒体は活字、点字、拡大、音声など様々な形に変換ができ、視覚障害者だけでなく様々な障害にも対応するというご意見をいただきました。

次に肢体障害者協会です。肢体障害者の方が困っていることは、やはりその障害の特性が

らコミュニケーションに関することよりは、道や公共施設などの設備に関すること、移動に関することがメインです。しかし、肢体障害者でも意思が伝えられないことがあります。例えば上肢、下肢に障害があり、かつ言語機能障害のある方は、話を聞いて理解することはできても、自分の気持ちを伝えられません。また言語機能障害を持っている方や小児麻痺等のため言葉がうまく出ない方などは、緊張して伝えることが困難な方が多いのです。自分の言ったことが正しく伝わらないことが多いので、コミュニケーションを取る際には、その方の話を1回で決めてしまわずに、何度か話の内容を確認して欲しいとおっしゃっていました。

次に精神障害者家族会「つばさの会」です。精神障害は見た目での分かりづらさや、説明のしづらさがあります。その中でお願いしたいのは、精神障害、精神疾患の特性について理解をして欲しいということです。精神障害者の方は、周りから聞こえてきた声がすべて自分に向けて言われたことであると思い込んでしまい、批判的にものを言われると心を閉ざしてしまいます。そういうことを一度インプットしてしまうと、ずっと覚えており、引きずって関係を修復しにくくなるそうです。こういった精神障害の方とコミュニケーションを取るためには、本人のことを前から知っているということが最も大きいですが、世間の人々も、精神障害者は不安の塊のなかで生きていることを理解し、できないことを批判せずに、共感してあげることが大事であり、そのことを世間の人にも知って欲しいとおっしゃっていました。

次に聴覚障害者関係団体です。手話言語条例に関する事、そしてコミュニケーション支援条例に関する事の二つを聞かせていただきました。手話言語条例に関しては、手話を言語として認めて欲しい、という願いがこめられています。聴覚障害者の生活を理解するためにも、ろう学校ではもちろんのこと、一般の学校でも手話を教えて欲しいという要望がありました。手話は聴覚障害者が話の内容を理解するための便利な手段であると思われています。手話も皆さんが話されている音声言語と同じように、権利を認めて欲しいという思いから、今回の手話言語条例につながっております。

コミュニケーション支援条例に関しては、障害者の情報保障、情報アクセス、あらゆる人が困らないよう意思疎通支援者を育てることです。和歌山市で動ける手話通訳者が少なく、育てていかなければならないので、手話の普及や奉仕員養成講座の実施に早急に取り組んで欲しいとのことでした。そして手話言語条例、コミュニケーション支援条例の両方に共通して言えることは、施策の実効性を高めるための条例作りをしていくことが必要であるということです。

次に中途失聴・難聴者協会です。中途失聴や難聴者の方は、どうしてもろうの方と比べてしまう、手話通訳が付いてあっても要約筆記は付いていない、ボランティア講座もない、こういったことから、要約筆記というものをもっと知っていただきたいという思いを伝えられていました。また中途失聴・難聴者本人からは要約筆記を市外にも派遣できるようにして欲しいという要望、要約筆記関係団体からは養成講座を市でも開催して欲しいという要望などもありました。このヒアリングでは市役所職員に対する研修会があれば良いのでは、という

意見もあり、これはすべての障害者団体に共通することであると思っております。また、講演会などのパソコン要約はろうの人にとっても分かりやすいですし、喋ったことや手書きの文字を読みとって、手元のタブレットやスマホなどに表示させる機材もあるということで、様々な情報保障の形があることを教えていただきました。

次に自閉症協会です。自閉症は生まれてすぐに分かる障害でなく、発見が遅れると療育も遅れてしまいます。義務教育の段階での療育が非常に大切で、その時期に適切な指導を受けることが成長したときの生活に影響します。そのため通園施設への偏見をなくし、保健所の検診や、早期療育体制を充実させて欲しいという要望がありました。また、本人が喋れないからといって親や周りの人が決めるのではなく、視覚的なボードなどを利用することで、自分で「自己選択・自己決定」をできるようにしていくこと。そして自閉症とはどういう障害なのかを教師や市職員をはじめ、社会が知ることが大切であり、知ってくれているだけで生きやすい世の中になるとおっしゃっていました。

障害児者父母の会、手をつなぐ育成会ですが、やはり感じるのは世間の無理解である、ということから話が始まりました。子どもをつれて外に出ると差別的な言葉をかけられたこともあり、出先で迷惑をかけてしまったら、と思うと旅行なども行きづらい思いがあったそうです。しかし、知的障害も精神障害や自閉症同様、見た目では分からない障害であり、助けてあげないといけない人なのかどうか分からない。そのため、世間の人々が知的障害とはどういうものを理解してもらうための運動が大切であり、また自閉症協会同様、コミュニケーションボードを作り、市役所を含め様々な場所に置くことで、自分で意思決定できる環境を作っていくことが必要であると教えていただきました。

最後に和歌山盲ろう者友の会です。盲ろう者になった時期や障害の程度によって、見え方や聞こえ方は人によって様々で、手話、点字、音声、またそれらの組み合わせなど特別なコミュニケーションが必要になります。また、盲ろうに加えて身体障害をお持ちの方もいらっしゃいます。通訳介助員の方がおっしゃっていたのは、自分が体調を崩したり、通訳に行けなくなったら、本人も休まざるを得なくなってしまうのが辛い、交代要員が本当に少ないということでした。盲ろう者を支える通訳介助員を増やすために、また盲ろうという障害があるということを世間の皆様知ってもらうためにも、市として情報発信をして、盲ろうを広めて欲しいという願いを聞かせていただきました。

長くなりましたが、以上でヒアリングのまとめについての報告を終了させていただきます。

### ③. 事前ヒアリングのまとめに対する質疑、意見交換

それでは、事前ヒアリングのまとめについて質疑、意見交換を行なっていきたいと思います。書面の方はできるだけ皆様の生の声という形で掲載させていただいております。ご質問、ご意見のある方は、どうぞお願いします。なお、要約筆記の関係がございますので、発言される方は所属とお名前を最初にお願いします。

平岡：各団体の方にどういう目的でヒアリングを行ったのか教えていただきたいと思います。

坂下：条例作成のための意見交換会を行うにあたり、コミュニケーションに関して日常で困っていることなどをざくばらんに話していただきました。

平岡：読ませていただいたら、こういう機会があつて非常にありがたかったという声もありました。このようなヒアリングを、条例作成以外の施策をする上で今後も行っていくのか。

坂下：ヒアリングを行った目的は、条例を作った後の施策をどうするかということも踏まえています。また、日常生活や社会生活上の課題を市でも把握させていただきたいという思いもあります。

平岡：今後もこういう機会をぜひ設けて欲しいと思います。

岡田：ヒアリングで言い忘れたことがあったので言わせてください。精神障害者の契約時間や休憩時間について企業側の人に考えてもらいたい。人間関係が取りづらいという生活障害があるので、傾聴ボランティアなどを養成していただけたらとも思う。

坂下：ヒアリングの中に含めさせていただきます。他の団体の方も、ヒアリングで言い忘れたことなどあればおっしゃってください。

南方：各団体のヒアリングの要点を聞かせてもらい、機会も作っていただき嬉しかった。我々がどんな立場であるか、なかなか分かってもらえない。お互い障害を持っていてもその共通性が分からない。そして、各会の発表の中で、耳の聞こえない人、目の見えない人、色々な条件の中でやはりはっきりとした案内指示、ボードを示して欲しいということが分かりました。我々も常に思っています。

島田：聴覚障害者団体ヒアリングの【手話言語条例】(4)「ろう学校は小学部専攻科まで口で教える。最初から手話で教えてくれたら」というのは昔の事実。現在では幼稚部の段階から手話を使って、まずは「通じ合えることが一番大切」という目的で、いろいろな手段を使ってトータルコミュニケーションを行っています。

(2) 地域の学校でも手話を教えて欲しいというのは、手話言語法に関わった中身だと思うが、教育の中で他の教科と同じように手話を教えて欲しいというのは、全日本ろうあ連盟からの大きな要望となっている。国語、算数、手話のように単独の教科になるのは、カリキュラムを大きく変えることになり国の施策に関わることになるので、そう簡単にはいかないと思います。思いは十分に分かりますし、反対というわけではない。

平岡：確認ですが、【手話言語条例】(5)「日本語には基本が5つあるように、手話も基本が5つある」これは基本でなく権利ではないですか。

坂下：これは権利という意味です。「手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る」とご理解ください。

馬場：我々聞こえない者は手話が母語というのが普通です。みなさんと会議するとき、音声言語で会話されると分かりません。ここに手話通訳が必要です。

南方：手話通訳がなければ会話できないとおっしゃいましたが、同じように我々中途失聴者・難聴者のことも考えて欲しい。ろうの方に聞きたいが、様々な講演会で手話通訳

はついているが要約筆記はついていないことが多く、そのたびにつけて欲しいと申し出る。その時に手話の方はどう思われているのか。要約筆記も一緒につければいいのにと思っているのか。

櫻井：もちろん情報保障がないとお互いに困ると思います。幅広く情報を得られるような課題を皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

畠中：会場全体のことが分かりませんので少しお伺いしてよろしいですか、今日は要約筆記はなされていますか、また盲ろう者に対しても行っていますか。

坂下：要約筆記は行っております。本日盲ろう者の方は出席しておらず、盲ろう者通訳団体の方には声をかけていますが、今日はまだ来られていません。

坂下：報告が遅くなりましたが、現在和歌山市では来年4月施行の障害者差別解消法についても合理的配慮の事例を募集しています。よろしければホームページもしくは直接お寄せいただけたらと思います。

#### ④. 条例案骨子の説明

次に条例案の骨子について説明します。

資料の各条例案骨子をご覧ください。

まず、前回の意見交換会でも話題になったことですが、条例案は手話言語条例とコミュニケーション支援条例の2本立てとする方針で行きたいと思います。

それぞれの内容ですが、事前にご覧いただいておりますこととしますので、要点の説明をさせていただきます。

まず、手話言語条例ですが、目的及び基本理念において、手話は言語であるとの認識に基づいて、手話を使用すること等の権利を確認し、施策をすすめる上で最大限尊重しなければならないことを定めています。

こうした基本理念に則って、市の責務、市民・事業者の役割を定めています。市の責務としては、手話の普及と手話を必要としている人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するために必要な措置を講じなければならないこと、と定めております。

そして、障害者計画等との整合性を図りながら手話に関する施策を進めるための指針を制定し、また進捗状況を確認するための推進会議を設置することを定めています。

次にコミュニケーション支援条例ですが、目的及び基本理念において、障害のある人のコミュニケーションを支援することは、障害のある人にとっての社会的バリアを取り除くことであり、このことは障害者差別解消法における合理的配慮の提供にかかる権利の保障であることを定めています。

この基本理念に則り、市の責務、市民・事業者の役割を定め、それぞれの障害の内容に応じた支援の方向性を定めています。

そして、これもまた障害者計画等との整合性を図りながら、障害者のコミュニケーション

に関する理解の促進やコミュニケーションを保障する施策や従事者の養成等の施策を推進することを定め、さらに施策の進捗状況等を協議するための協議会の設置する条項を置きたいと考えています。

以上、条例案骨子のポイントを説明させていただきました。皆様方のご意見・ご質問をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

岡田：【コミュニケーション支援条例】6事業者の役割に「コミュニケーション手段を図ることができる環境づくり」とありますが、精神障害は薬を飲まないと日常生活が送れないという病気。精神障害というものを地域の人が分かってくれるように、病気を正しく理解してもらう市民講座などを行って欲しい。対応してくれる人がいると、精神障害者もすごく楽に生きられる。

坂下：事業所の役割は、差別解消法においては合理的配慮の提供は努力義務ですが、改正された障害者雇用促進法では法的義務となっており、厚生労働省からも事例集や指針も出ています。啓発なども施策の中に含めていきたいと考えております。

南方：講座についても市報に載っているが、小さくて気づきにくい。市報に特集を組んで、啓発やPRをして欲しい。

坂下：障害者差別解消法、当然コミュニケーション支援条例もその一環として考えていますが、今年12月号くらいの市報への特集を検討しております。今までも市民への啓発で出前講座など行っていましたが、中身を充実させるなど啓発活動に力を入れていきたいと思えます。

櫻井：骨子についていくつか意見を言わせてください。【手話言語条例】5事業者の役割で、「合理的配慮」という言葉が入っているが、手話言語条例は言語であることを広めていくことであり、福祉的に見るのではないので、内容的には「合理的」という言葉が手話言語条例には合わないように思います。

6施策の推進方針についても理念にとどまっている。私たちが求めているのは、具体的なことではないが、最低こうします、ということ載せて欲しい。他の条例でははっきり掲載しているところが多い。市民向け、事業者向けに手話講座をする、手話サークルなどを広める支援をする、行政の中で手話を学ぶ、手話を使う環境を整える、など。今のままだと理念止まりになっているので気になります。

7推進会議の設置について、とてもありがたいと思えます。当事者も参加できるのか確認したい。

【コミュニケーション支援条例】8施策の策定及び推進について、内容はすごく良いと思う。ただ国は手話奉仕員養成講座を義務としているのに和歌山市はやっていない。意思疎通支援者に対する養成講座を行うと掲載して欲しい。国が市の必須事業と決めていることもあるが、県でやっている要約筆記の養成講座を、市の自主事業として他の意思疎通支援者養成事業をぜひ入れて欲しい。なぜならば、8(4)コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充といっても、拡充のためには養成が必要だからです。

坂下：合理的配慮などの言葉の書きぶり、また学校での手話のあり方なども個々に協議させ

てもらいます。条例の中での推進方針ですが、条例は基本的な方向性を定めていくもの。推進方針については個々でどんな事業をしていくかに関わってくると思います。今後条例に基づいてどういう施策を行っていくかについてはまた来月の意見交換会で提示できる分については提示して意見交換を行っていきたいと思います。

櫻井：【手話言語条例】6 施策の推進方針について、障害者基本法に手話が言語であると明記されています。市民、国民の皆様の手話を教えるということは具体的に載っていません。国も載せていませんが、だからこそ和歌山市は載せたら良いのでは、と思う。基本法に基づいて、とありますが、そうすると養成講座で終わるということになる。条例の中で和歌山市はぜひ入れていただけたら。また個別にもお話をさせていただきます。

坂下：先程お答えするのを忘れましたが、推進協議会は当事者の参加は当然考えております。

宮本：推進協議会は二つの条例で同じものなのか、別々のものか。

坂下：別々のものと考えております。

南方：【コミュニケーション支援条例】2 定義（1）障害者というのは、障害者のことを説明しているんですね、でしたら難聴者はその他に所属するのか。

坂下：この表現は障害者基本法の表現に習っていますが、難聴者は身体障害者に含むと考えています。

南方：その他でまとめないで、難聴者もはっきり言葉として載せて欲しい。

坂下：法例の用語ということもありますが、その他のというのはその他に含まれているのではなく、身体障害、知的障害、など例としてあって、そういう全般的な心身の機能障害ということ表現しています。大きなくくりでの表現と考えていただけたら。

南方：心身の機能障害に含まれるということですね。

畠中：難聴者は身体障害に含まれるのでは。

坂下：言葉の表現についてはこちらで吟味させていただきます。

畠中：今日の会議やヒアリングについては、条例制定に向けてのアプローチですが、先程からの意見にもあったように、このようなヒアリングを障害者支援課で定期的にやっていただきたい。私は市の身体障害者連盟の役もやっているの、市と協議する場もありますが、そういう環境下でない方もいる。目的がなくても、障害者に対するヒアリングを年に1回でもやっていただき、声を吸い上げて行政に反映させていただけたら。

坂下：皆様の生の声を聞かせていただくことは、施策を進めていくために必要なことなので、心がけていきたい。

三浦：どちらの条例も、大きなくくりになっている。結局中身がどこまで踏み込んでくれるのかなかなか読み取れず、希望としては養成講座、学習機会の提供をして欲しいとはヒアリングでも伝えていきます。【コミュニケーション支援条例】8 施策の策定及び推進の（1）～（5）がそれに当たるのだろうが、できればもう少しはっきりとした言葉で明文化してくれたら。

坂下：条例については、【コミュニケーション支援条例】7 障害の内容に合わせたコミュニケーション支援にもそれぞれの方向性を書いていますが、具体的な内容をどうするの

かというところについては、財政の裏づけなども含めた上で検討しなければならないところもあり、具体的に書きにくい部分もある。以前おっしゃっていただいた新採研修なども含めて次回まとめて具体的にお話したい。

藤原：自閉症や発達障害の場合、目も見えないし耳も聞こえない、言葉を発することもできる中で会話ができない。非常に分かりにくい障害。今回のような条例に関係することかは分かりませんが、先程のヒアリングの報告にもあったように、義務教育の中でいかに周りの子や大人と関われるようになるかが課題。我々としては義務教育の中でいかに子どもを発達させていくか。もしくは地域の学校の中でも子どもたちに対する啓発をお願いしたい。大人になって言語としてスムーズに会話ができなかったとしても、相手が何を言おうとしているか理解することは教育の中で実践できる事例もいくつかある。その土台は幼稚園、小学校、中学校の中でわずかながらでも発達させていくかが一番の課題であると認識している。コミュニケーションを取りやすくする一番の願いは、教育の中でいかに個別指導を含めて発達させていただけるかということ。

ヒアリングの機会に関しては同じ意見。先日は障害者支援課の方に聞いてもらったので、教育関係の方々にもぜひご理解していただけたらよりよい方向性ができるのでは。

坂下：我々福祉だけでなく、行政機関も連携が必要。条例の中では障害に対する正しい理解をまず踏まえてということになるが、教育関係とも関連していくことになると思っています。

南方：支援学校の校長先生にお聞きしたい。支援学校の先生方は自閉症などこういう生徒の状況を把握しているんですか。

武内：本校にも自閉性のある子どもは40数パーセント在籍しています。その子どもたちに対する支援としては、コミュニケーション能力を育てる支援はもちろん、運動機能、操作機能なども自立活動として取り組んでいる。抽出して個々の課題に対する取り組み、また集団の中で子どもたち同士がお互いに高めていく取り組みなど、様々な形で行っており、先生方も日々研鑽し、実践して高めあっています。

平岡：骨子ということで、今後文章は膨らんでいくのか。他の条例を見ていて思ったが、前文はつくのでしょうか。

坂下：法政担当課との協議にもなりますが、和歌山市は前文が入った条例はない。目的や基本理念の中に思いを盛り込んでく表現ができたらと思っています。

平岡：前文があるのが非常に良いと思ったので。易しい表現がずっと入ってくる。文末が「こと」なのは骨子だからですか。

坂下：はい。

平岡：自分なりに読んできて意見もあり、何かでお伝えしたいのですが。

坂下：個々におっしゃっていただいたら検討させていただきます。

土井：【コミュニケーション支援条例】の7（5）の平易な表現といっても本人によって理解度が違うので、そこも配慮していただいたら。

坂下：検討させていただきます。